

カードローン規定 新旧対照表

旧	新
<p>第7条 (自動融資)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>(1) 口座振替契約による出金</p> <p>(2) Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>(3) 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>	<p>第7条 (自動融資)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>(1) 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>(2) Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>(3) 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>

(旧) カードローン規定 新旧対照表

旧	新
<p>第6条 (自動融資)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定</p>	<p>第6条 (自動融資)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定</p>

<p>の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>	<p>の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**（旧）クレジットライン規定（2005年9月1日以降に契約された方） 新旧対照表**

旧	新
<p>第6条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>	<p>第6条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>

--	--

**(旧) クレジットライン規定 (2005年8月31日までに契約された方) 新旧対照表**

旧	新
<p>第6条 (自動融資)</p> <p>1. お客様は、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>	<p>第6条 (自動融資)</p> <p>1. お客様は、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p>

**(旧) おまとめローン規定 新旧対照表**

旧	新
<p>第7条 (自動融資)</p>	<p>第7条 (自動融資)</p>

1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。
- a. 口座振替契約による出金
  - b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）
  - c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し

1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。
- a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）
  - b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）
  - c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し